

企画競争説明書

業務名称：ネパール国水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査（企画競争）

案件番号：180465

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月5日

独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び賞与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月5日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査(企画競争)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月上旬～2020年5月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１２日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月１７日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２１日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

業務上、必要と考える再委託業務（国内・現地とも：第4部 P. 20関連）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

招へい費(国内事業費)：400千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- | | | |
|-----------|---|--------------|
| a) NPR 1 | = | 0.966030 円 |
| b) US\$ 1 | = | 112.201000 円 |
| c) EUR 1 | = | 127.778000 円 |

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) PPP制度設計
- b) 水力発電計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.36 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月18日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：発電事業投資の経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（PPP制度設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

1) 類似業務の経験：発電事業投資に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水力発電計画】

1) 類似業務の経験：水力発電計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

ネパール国水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 PPP制度設計	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水力発電計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という）の発電設備は、の2018年7月時点の設備容量が1,074 MW、国内発電量は4,476GWhに留まっている。これに対し、当該国の電力需要は1,508MW、電力量ベースでは7,058GWh（送配電ロスを含む）と供給力を大きく上回る状況。その為隣国インドからの電力輸入に頼る現状にあり、2017-18年には2,582GWhと自国供給力の37%もの電力を輸入している。

ネパールにおける電力需給ギャップは乾季に特に深刻な問題となっている。ネパールは豊富な水資源を有しており、包蔵水力83,000MW、経済的に有効活用可能な水力42,000MWと推定されている。現状の国内発電設備構成も、水力発電が1,021MWと設備容量及び発電量において9割以上を依存する。但し、既設の水力発電所のほとんどは流れ込み式に偏った発電方式となっており、流量が雨季の1割以下に減少する乾季には大幅に出力が低下、乾季の需給ギャップは特に深刻な問題となっている。乾季にも対応することが出来る現存の貯水式水力発電所は、我が国援助によるクリカニ第一発電所（1976及び78年度円借款承諾、60MW）、第二発電所（1982及び83年度円借款承諾、32MW）のみである。かかる現状に鑑み、ネパール政府は貯水式水力発電開発推進を喫緊の課題と位置づけている。ネパール政府の同方針を踏まえ、JICAは「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン」調査（以下「MP調査」という。）を実施、2014年2月にファイナルレポートが提出された。同マスタープラン調査においては、ネパール電力公社（NEA）より提供された貯水式水力発電所ロングリストの中から技術、経済、環境社会配慮等の側面から優先10案件を選定した。この調査結果を踏まえ、ADBがドウドウコシ水力発電事業の詳細設計を支援する等案件化に向けた動きが見られた他、ネパール政府がナルシンガット水力発電事業の詳細設計を行っている。これらに加え、ネパール政府との協議においてはタモール貯水式水力発電事業、ウットラガンガ水力発電事業等が貯水式水力発電事業の有望事業候補として挙げられるが、いずれの事業も事業費が1,000億円規模を超えることが予想され、ネパール国家開発予算を踏まえるとODAといった公的な資金源や、外国直接投資によりこうした莫大な資金需要を満たし事業化することは困難な状況にある。

このため、民間の資金とノウハウを活用するPPP(Public Private Partnership)方式、特にダム部分を官が、取水施設以下発電所建設が施工する方式（本紙ではこのような方式を「上下分離方式」と呼ぶ。通常のPPPの文脈における上下分離とは異なるあくまで便宜的な用語法であることに要留意。）による事業実施の可能性を模索することにつきJICAとネパール政府の間で合意が得られた。

2. 調査の目的

本調査は、ネパールにおいて水力発電分野の上下分離方式による官民連携投資を実施・促進する為の具体的な制度について検討することを目的とする。

3. 調査対象地域

ネパール全国

4. 相手国主管官庁・機関

エネルギー水資源灌漑省 (Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation)

ネパール発電公社 (Vidhyut Utpadan Company Limited; VUCL)

5. 業務の範囲

本調査は、2018年12月にJICAとネパール政府との間で署名予定のMemorandum of Understanding (MOU)に基づき実施するものである。コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の基本方針

- 本調査はネパール水力発電分野における将来の具体的なPPP事業、特に上下分離方式の実現に向け、ネパール発電分野における投資環境を精査した上で、上述のPPPモデル（官：ダム部分建設及び維持管理、民間：取水設備から発電所までの建設及び発電設備の運転・維持管理）による事業実施の可能性検討に必要な基礎情報を収集する。また、現行電力買電契約（Power Purchase Agreement: PPA）のひな形及びガイドラインを踏まえ、最適なリスク分担、譲許的資金の必要性検討も行い、今後のJICAによる同分野への関与にかかる方向性（適切なPPA条件の設定等政策整備に係る技術協力、円借款による資金協力、海外等融資、事業権無償の適用等）を定めることを目標とする。
- さらに、具体的な水力開発計画の中から、案件の進捗状況等を踏まえつつモデルケースを選択し、当該開発計画にかかる具体的な事業ストラクチャーの策定や事業化可能性検討を行う。本作業を通じて、実践的／実務的な課題の整理・対応策の検討を行うとともに、PPP促進にかかる具体的な制度設計にかかる提言をとりまとめる。仮に適切なモデルケースの設定が困難である場合には、設備容量、発生電力量、施工費、施工期間等に係るパラメーターを仮定し、これに基づいて検討を進めること。
- 上下分離方式検討に当たって責任分担を検討する対象構造物は、ダム、貯水池、

関連水土木設備（ゲート、導水路、水圧鉄管、放水路等）、発電所（附帯した変電／開閉設備を含む）、関連送変電設備（発電所内変電設備、基幹送電網への接続用送電線、基幹系統側変電設備等）、とする。その他、検討が必要なインフラが存在する場合には適宜提案すること。

（２）留意事項

- 本調査は２．「調査の目的」の通り制度設計を主目的とし、特定の事業にかかる案件形成を行うものではない。
- 「上下分離方式」を問わず、他国における水力 IPP／PPP 案件事例についても情報を収集し、近隣国と比較したネパール水力発電投資の比較優位やネパールへの「上下分離方式」の導入にかかる教訓を抽出した上で本業務への活用を図ること。また、これらの情報についても最終報告書に含むこととする。
- 調査の基本方針にある「具体的な制度設計支援」に関しては、ネパール側と PPP 事業者双方によるリスク分担を明確にするとともに、必要に応じ、援助機関によるリスクテイク（保証等の供与）についても適宜検討を行うこと。また、当該制度の運用に必要な専門性／組織能力についてもあわせ検討を行い、これら専門性／組織能力の補完／強化にかかる支援方策についても、他援助機関による事例等も参考にしつつ、具体的な提案を行うこと。
- 2017年7月に、ネパール電力公社（NEA）が外貨建 PPA ガイドラインを設定し、現時点での PPA 締結に当たっての基礎となっている。他方、今年に入りレギュレーター（Nepal Electricity Regulatory Committee: NERC）設立に係る法令が整備され、同組織が設置された場合には電力小売価格や PPA について NERC が承認を行うこととなり、同ガイドラインも見直しがなされる可能性もある。従って、調査の実施に当たっては NERC の設立状況を注視し、また必要に応じてネパールの水力発電セクター開発の観点から妥当な PPA 条件等について NERC と協議すること。また、国際金融公社（IFC）はネパールにおける事業投資の経験豊富であり、当地の投資環境についての知見を蓄積していることから本調査を通じて IFC ネパール事務所とも密に情報交換すること。
- 本調査において JICA 及びネパール関係機関より共有される資料には特定事業の契約文書等が含まれる可能性がある。本調査受注者は、業務の実施上知り得た情報を秘密として保持し、原則としてこれを第三者に開示してはならない。

7. 業務の内容

【第1次国内作業】（2019年2月下旬）

- （１） JICA より提供された既存資料（ネパール政府とのこれまでの協議経緯を

む) のレビュー。

- (2) インターネット等を通じて上下分離方式に係る他国の事例に係る情報を収集し整理する。
- (3) ネパール水力発電分野における民間投資の課題のレビュー。特に、これまでにネパール政府と外国投資家の間で締結されてきた Project Development Agreement (インターネット上で入手可能) 及び PPA の事例 (受注コンサルタントに JICA より共有予定) を踏まえ法務面及び商務面におけるネパールにおける投資環境及びその課題を整理する。また、上下分離方式に伴い必要となると考えられるその他の文書 (上部工及び下部工実施者間の合意文書等、以下「ダム利用契約と呼ぶ」) に係る原案を作成する。
- (4) 以上に基づくインセプションレポートの作成を行う。インセプションレポートには、調査工程、調査対象機関、調査方法、調査実施項目、資料入手方法などを含む調査計画 (案) を記載する。JICA 南アジア部、産業開発・公共政策部、民間連携事業部及びネパール事務所からのコメント (ネパール事務所が取りまとめてコンサルタントに提出予定) を得た上で最終化する。

【第 1 次現地調査】(2019 年 3 月上旬～3 月下旬)

- (1) JICA ネパール事務所及びネパール側関係機関に対してインセプションレポートを説明及び提出する。なおネパール側からのコメントについては、JICA にも共有するものとする。
- (2) 上下分離方式検討に当り適当なモデルケースを選定し、ネパール側カウンターパートによる了承を受ける。モデルケース選定に当っては、F/S レベルの調査が完了し概算事業費が算出済みの事業であることが望ましい。
- (3) 同事業への現地踏査を行い、先行調査の技術的妥当性に係るレビューを行う。特に、一般的にネパール国内事業者等による F/S 調査においてはアクセス道路や送電線の計画が不十分であるケースが多いことから、そうした事業費に影響しうる計画の不足の有無を確認する。
- (4) 同先行調査を踏まえ、ファイナンシャル・モデルを構築する。ネパールにおける一般的な借入れ条件等を踏まえた現実的なモデルとすること。また、通常のプロジェクトファイナンスにおけるキャッシュフローモデルに加え、円借款資金の注入による事業全体及び各コンポーネントの経済性への影響が分析できる形とすること。
- (5) 作成したファイナンシャル・モデルを踏まえ、ネパール政府との間で現行の PDA 及び PPA に係る課題及び改善案を協議する。加えてダム利用契約に係る論点を整理し、適切なリスク分担等を提案し、ネパール政府に説明する。

【国内作業】(前回現地調査から次回現地調査までの間、随時)

- (1) 現地調査の結果を踏まえた本邦事業者のネパールへの投資参画に向けた課

- (1) 現地調査の結果を踏まえた本邦事業者のネパールへの投資参画に向けた課題分析を行う。
- (2) 2019年9～10月頃を目処に、JICA 南アジア部、産業開発・公共政策部、民間連携事業部及びネパール事務所に対してインテリムレポートの説明を行い、必要な箇所については協議に基づき修正を行う。
- (3) 2020年1月頃を目処に JICA 南アジア部、産業開発・公共政策部、民間連携事業部及びネパール事務所に対してドラフトファイナルレポートの説明を行い、必要な箇所については協議に基づき修正を行う。

【第2次以降現地調査】

- (1) 前回現地調査の結果に基づき、ネパール政府との間で現行の PDA 及び PPA に係る課題及び改善案を協議する。加えてダム利用契約に係る論点を整理し、適切なリスク分担等を提案し、ネパール政府に説明する。

【最終現地作業】

- (1) ネパール側関係機関及び民間事業者等のより幅広い関係者を招き、現地セミナー(カトマンズにて100名規模を1日)を開催し、ネパール政府関係機関、ネパール IPP 協会等水力発電セクター関係者からの広範な意見聴取を行う。なお、セミナーの開催にあたっては、JICA 南アジア部、産業開発・公共政策部、民間連携事業部及びネパール事務所と事前に協議を行うこと。

【本邦招へいの実施】

我が国の水力発電技術及び電力事業にかかるネパール関係機関の理解を深めるため、本邦招へいを実施する。なお、本邦招聘による関連技術視察の実施時期は2019年6月以降の適切な時期を想定する。エネルギー・水資源・灌漑大臣及び関係機関から最大8名程度を本邦に招聘し、我が国の関連する水力発電技術の視察を実施する(想定される期間は1週間程度)。本邦招へいの実施に当っては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」に準ずることとし、受注者は「実施業務」のみを行うこととする。具体案はプロポーザルにて提案すること。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各過程において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：(2019年3月上旬)

部 数：和文3部、英文10部

2) インテリムレポート

記載事項：調査途中経過

提出時期：2019年10月中旬

部 数：和文3部、英文10部

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2020年1月下旬

部 数：和文3部、英文10部（和文、英文ともに報告書前段に要約を含む）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：2020年3月下旬

部 数：和文8部、英文10部、CD-R2部（和文、英文ともに報告書前段に要約を含む）

(2) その他の報告書類

1) 調査業務報告書

記載事項：調査業務とその概要

提出時期：毎月

部 数：和文1部

2) 収集資料

記載事項：収集した資料、データおよびそのリスト。

提出時期：調査終了時

部 数：CD2部

備 考：調査内で収集した資料（事業のフェージビリティスタディのみならず、関係機関から提出を受けた系統関連のデータ等）は須らくソフトデータで提出すること。また、協議時などに撮影した写真等も含む。また、併せて簡単な資料のリストを添付すること。現地調査計画及び結果概要（報告）

記載事項：現地調査毎の計画（出発前）及び現地調査結果概要（報告）（帰国後）

提出時期：その都度

備考：現地調査計画及び結果概要提出に際して説明、報告等の打ち合わせを行う。

(3) ファイナルレポートの印刷及び電子化の仕様

印刷及び電子化の仕様の大略は以下のとおりとする。

なお、ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質については、下記に準ずる。ただし、現地にて作成することから条件を満たすことが困難である場合にはこの限りでない。

1) 印刷仕様

最終報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。その他の報告書の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務開始	2019年2月
インセプションレポート	2019年3月
第1次現地調査	2019年3月
インテリムレポート	2019年10月
ドラフトファイナルレポート	2020年1月
ファイナルレポート	2020年4月

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：

約 18.88M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野（案）については以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① PPP 制度設計（2号）
- ② 水力発電計画（3号）
- ③ 水力土木／地質
- ④ 資金計画／財務分析
- ⑤ 系統・送電計画
- ⑥ 環境社会配慮

提案いただく業務従事者のうち①、②の業務従事者を評価します。

3. 相手国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、初回のコンタクトに当っては必要に応じ当該国の機構現地事務所の支援を受けられるものとする。また、執務スペースとしてカウンターパートオフィスを一室利用できる予定。

4. 参考資料

(1) 閲覧資料

JICA「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン」ファイナル・レポート（2014年2月）

http://open_jicareport.jica.go.jp/643/643/643_116_12147286.html

(2) 貸与資料

以下の資料は受注コンサルタントにネパール事務所より貸与される予定です。

- Power Purchase Agreement の例（受注コンサルタントに配布予定）
- ネパール国水力発電セクターに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2018年3月）

5. 国内・現地再委託

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。

① 【PDA、PPAに係る法務面での課題分析】

同業務に当つてはプロジェクトファイナンスにおける知見のある国際的弁護士事務所に所属する弁護士の関与を想定している。選定に当つては、弁護士のネパールにおける水力発電事業へのアドバイザー経験を要件とし、その質に十分配慮すること。

② ネパール当地の法務、税務にかかる情報収集

ネパール当地の法務、税務に係る調査に当つては現地再委託を行うことが出来る。

6. その他特記すべき事項

(1) 関係者との連絡・確認

先方関係機関、在ネパール大使館、JICA ネパール事務所ならびに JICA 本部（民間連携事業部及び南アジア部）との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

また、各段階のレポート提出時、その他ネパール政府側と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う

場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 複数年度契約

本業務については複数年度契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない

以上